

当院の施設基準・加算点数について

当院では、以下の施設基準を整備し、九州厚生局へ届出した上で算定しています。

医療情報取得加算

- 当院はオンライン請求及びオンライン資格確認を行う体制を有し、薬剤情報・特定健診情報その他必要な情報を取得・活用して診療を行います。
- 診療情報取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

一般名処方加算

- 現在、一部の医薬品について供給が不安定な状況になっております。厚生労働省の指示により、薬局において円滑にお薬が受け取れるように、当院では一般名処方を行う場合があります。
- 一般名処方について、ご不明な点などがありましたら当院職員までご相談ください。ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

※一般名処方とはお薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

情報通信機器を用いた診療

- オンライン診療時、治療に必要な情報が得られなければ投薬治療は行いません。
- またオンライン初診時において向精神薬の処方を行いません。

明細書発行体制加算

- 当院は、電子情報処理組織を使用した診療報酬請求を行っております。
- 算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数又は金額を記載した詳細な明細書を患者様に無料で交付しております。

外来感染対策向上加算・発熱患者等対応加算

- 感染管理者である看護師が中心となり、従業員全員で院内感染対策を推進します。
- 院内感染対策の基本的考え方や関連知識の習得を目的に、研修会を年2回実施します。
- 感染性の高い疾患（インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症など）が疑われる場合は、一般診療の方と分けた診療スペースを確保して対応します。
- 抗菌薬については厚生労働省のガイダンスに則り、適正に使用いたします。
- 標準的感染予防策を踏まえた院内感染対策マニュアルを作成し、従業員全員がそれに沿って院内感染対策を推進していきます。
- 感染対策に関して基幹病院と連携体制を構築し、定期的に必要な情報提供やアドバイスを受け、院内感染対策の向上に努めます。

院内感染対策に関する取り組み事項

1. 院内感染対策に関する基本的な考え方

感染防止対策は、安心・安全な医療提供の基盤となるものです。当院は、感染防止対策を医院全体として取り組み、当院に関わる全ての人々を対象として、院内感染発生の予防と発生時の速やかな対応を行うことに努めます。

2. 院内感染対策に係る組織体制・業務内容

- ・感染防止対策部門の設置
- ・院内感染管理者の設置
- ・最新エビデンスに基づいた「標準予防策」「感染経路別予防策」「職員感染予防策」「疾患別感染対策」「洗淨・消毒・滅菌・抗菌薬適正使用」等の手順書(マニュアル)作成
- ・年2回院内感染対策に関する研修・院内感染管理者による地域や、医師会等の院内感染対策に関するカンファレンス、及び新規感染症の発生等を想定した訓練に参加
- ・院内感染管理者による1週間に1回程度の定期的な院内巡回、院内感染防止対策の実施状況の把握・指導

3. 抗菌薬適正使用のための方策

当院では、抗菌薬の適正使用を推進するため個々の症例に対して、治療効果の向上や副作用・耐性菌の減少に努めています。

4. 他の医療機関等との連携体制

地域の病院・医療施設等と連携し、感染対策に関する問題点を定期的に検討します。

機能強化加算・時間外対応加算・地域包括診療加算 生活習慣病管理料（Ⅰ）（Ⅱ）

- 他の医療機関で処方されているお薬を把握し、必要な管理を行います。
- 必要に応じて、専門医または専門医療機関を紹介します。
- 健康診断の結果等の健康管理に係る相談、ならびに予防接種に係わる相談に応じます。
- 介護・保健・福祉サービスに係る相談に応じます。
- 夜間、休日などの緊急時の対応方法について情報提供いたします。
- 診療時間外において、かかりつけ患者様からのお問い合わせに対し電話対応を行います。（電話番号：093-681-0700）
- 高血圧症、脂質異常症、糖尿病に関して、療養指導に同意した患者様が対象となります。
- 28日以上 of 長期の投薬・リフィル処方を行うことは対応が可能です。患者様の病状等により、医師が判断します。

外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）

診療報酬改正により、6月より上記点数を算定致します。

- | | |
|-------|----|
| ● 初診時 | 6点 |
| ● 再診時 | 2点 |